



町内にある空き家の有効活用を通じて、定住を促進し、地域活性化を図るため空き家の情報提供を行っています。

掲載している空き家情報にご希望のものがありましたら、また今後空き家バンクのご利用をお考えの方は利用者の登録を行ってください。

～空き家バンク登録から契約成立までの流れ～

①利用者登録申し込み

かつらぎ町空き家バンク利用者登録申請書（様式 8 号）及びかつらぎ町空き家バンク利用同意書（様式 9 号）に必要事項を記入の上、かつらぎ町役場まちづくり推進課窓口への持参もしくは原本の郵送でお申し込みください。空き家コンシェルジュを通してお申し込みも可能です。

②登録・審査

申し込みの内容確認し、審査します。
登録が完了しましたら、利用者登録完了通知書を送付します。

③物件見学

利用者登録完了後に、内覧が可能となります。ご希望条件の確認、ご希望物件の状況説明を行います。現地見学の日程調整後、空き家コンシェルジュ同行のもと、見学していただけます。

④契約成立

利用条件等についての交渉は、不動産業者と円滑に進むよう空き家コンシェルジュがサポートします。



【空き家にバンクに関するお問い合わせ・申請窓口】

■特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ（平日 9：00～18：00）

☎0744-35-6211

〒634-0075 奈良県橿原市小房町 9 番 32 号

✉akiyaconcierge@zeus.eonet.ne.jp

■かつらぎ町役場 まちづくり推進課 移住定住推進係（平日 8：30～17：15）

☎0736-22-0300

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

✉machi-ijyu@town.katsuragi.lg.jp